

# 中川寿夫家文書

(採訪時住所 京都府熊野郡神野村甲山)

目録番号	年号	西暦	干支	閏	月	日	標題	作成	宛名	形態	数量	備考	整理番号
1	永録 9)	1566	寅				後々年いたる迄ゆすり渡し申は田之事（畠地譲渡証文、代米6斗2升にて）	うりぬし 九平 <sup>印</sup> , 口入 尚兵衛 <sup>印</sup>	甲山村 喜平殿	豎紙	1	▼年号は「えいらく」あるいは「はうらく」と記されており、「宝曆」とも考えられる	91
2	元禄 3	1690	午		4	18	永代売渡申田地之事（代米19斗2升につき）	甲山村 売主 助右衛門 <sup>印</sup> , 年寄 四郎右衛門, 庄屋 市兵衛	同所 德右衛門殿	豎紙	1		26
3	宝永 7	1710	寅		2	2	末永売渡申田地之事（代銀450目にて治兵衛、弥右衛門 新田並びに新田場所所望につき）	湊宮村売主 德兵衛 <sup>印</sup> , 甲山庄村屋 市郎右衛門 <sup>印</sup> , 同村年寄 三左衛門 <sup>印</sup>	甲山村 次兵衛殿, 同村 弥右衛門殿	豎紙	1	裏書	18
4	正徳 3	1713			6	26	永々売渡シ申屋敷之事	儀左衛門 <sup>印</sup> , 次兵衛 <sup>印</sup>	半四郎殿	豎紙	1	裏書	72
5	正徳 3	1713	巳		11	11	末永譲り渡シ申畠之事（代米1石につき、畠1枚）	甲山村譲り主 伊兵へ <sup>印</sup> , 年寄 与一左衛門 <sup>印</sup> , 庄屋 与右衛門 <sup>印</sup>	甲山村 半四郎殿	豎紙	1	端裏書	86
6	正徳 5	1715	未		7	13	末永譲り渡し申山之事（代銀3匁につき）	本人 忠兵衛 <sup>印</sup> , 同 七郎兵衛 <sup>印</sup> , 他2名	半四郎殿	切紙	1	裏書	47
7	享保 2	1717	酉		12	1	永久譲渡申田地之事（代米45俵につき）	譲主浦明村 増兵衛 <sup>印</sup> , 甲山庄や 与右衛門 <sup>印</sup> , 同村 年寄四郎兵衛 <sup>印</sup>	甲山村 半四郎殿	豎紙	1	裏書	27
8	享保 2	1717	酉		12	14	後々年譲り渡シ申田畠之事（代米1石1斗5升につき）	甲山村本人 与助 <sup>印</sup> , 同年寄四郎兵衛 <sup>印</sup> , 同庄屋 与右衛門 <sup>印</sup>	半四郎殿	豎紙	1	裏書	69
9	享保 2	1717	酉		12	21	末永譲渡申畠之事（畠地譲渡証文 代米1斗3升受取につき）	同村ミなどや 吉右衛門 <sup>印</sup>	甲山村半四郎殿	切紙	1	端裏書	96
10	享保 5	1720	子		12	9	後々年譲渡申田地之事（代米88俵3斗につき）	本人久美浜村 六兵衛 <sup>印</sup> , 甲山村田地支配人 德三郎 <sup>印</sup> , 同庄村屋 与右衛門 <sup>印</sup> , 他1名	甲山村 八郎兵衛殿, 同村半四郎殿	豎紙	1	裏書	17

目録番号	年号	西暦	干支	閏	月	日	標題	作成	宛名	形態	数量	備考	整理番号
11	享保 8	1723	卯		12	23	以上（代金相渡シ証文私方ニ預りにつき）	庄屋 与右衛門印, 年寄 与三 兵衛印	半四郎殿	切紙	1	裏書	30
12	享保10	1725	巳		12	5	借用申米之事（代米不足にて米20俵）	かり主甲山村 半四郎印, 証 人 儀左衛門印, 平七印	くみかうしや 市郎右衛門 殿	継紙	1	裏書	35
13	享保11	1726	午		12	15	末譲り渡し申田之事（米2斗5升につき）	甲山村主 市右衛門印, 同口 入 八左衛門印	同村 半四郎殿	切紙	1	裏書	33
14	享保14	1729	酉		11	24	壳渡申林山之覚（代米1石8分につき）	甲山村壳主 吉郎右衛門印, 年寄 与兵衛印, 庄や 与右衛 門印	同村 半四郎殿, 同 八助 殿, 同 与吉郎殿, 同 八郎 右衛門殿	豎紙	1	裏書	44
15	享保15	1730	戌		12	12	末永譲り渡シ申山畠之事（代米9斗につき、山畠 1ヶ所）	本人 八左衛門印, 庄や 与右 衛門印, 年寄 与三衛門印	半四郎殿	豎紙	1	端裏書	108
16	享保15	1730	戌		12	27	後々年譲り渡申山畠之事（代米4斗5升につき）	甲山村本人 忠二郎印, 年寄 与三左衛門印, 庄屋 与右衛 門印	半四郎殿	豎紙	1	端裏書	111
17	享保15	1730	戌		12		永々譲り渡し申山林之事（代米4斗につき）	譲り主甲山村 七右衛門印, 年与 与兵衛印, 庄や 与右衛 門印	甲山村 半四郎殿	切紙	1	裏書	46
18	享保17	1732	子		10	22	後々年譲り渡し申田地之事（代米10俵につき）	甲山村本人庄屋 与右衛門 印, 年寄 与三右衛門印	半四郎殿	豎紙	1		22
19	元文 1	1736	辰		12	9	後々年譲り渡し申畠之事（年貢上納に差詰リ代 米3反口につき）	甲山村本人 四郎左衛門印, 年寄 利右衛門印, 庄屋 与右 衛門印	半四郎殿	豎紙	1	端裏書	85
20	元文 3	1738	午		11	29	末永譲渡シ申新田之事（新田1ヶ所 譲渡証文、代 米5斗につき）	本人 儀左衛門印	半四郎殿	切紙	1	裏書	92
21	元文 4	1739	未		11	21	後々年譲り渡シ申山林之事（山一ヶ所代米2石に つき）	甲山村川崎 長右衛門印, 口 入 左右衛門印, 年寄 四郎兵 衛印, 庄屋 与右衛門印	半四郎殿	豎紙	1	端裏書	2

目録番号	年号	西暦	干支	閏	月	日	標題	作成	宛名	形態	数量	備考	整理番号
22	元文 4	1739	未		11	21	後々年譲り渡し申山林之事（代米1石6斗につき）	甲山村本人 吉助 <small>印</small> , 年寄 四郎兵衛 <small>印</small> , 庄屋 与右衛門 <small>印</small>	半四郎殿	豎紙	1	裏書	45
23	元文 5	1740	申		12	12	後々之年譲り渡申田地荒畠之事（代米5斗5升拝借につき）	甲山村本人 長三 <small>印</small> , 年寄 与三左衛門 <small>印</small> , 庄屋 与右衛門 <small>印</small>	半四郎殿	豎紙	1	端裏書	121
24	寛保 2	1742	戌		3	16	後々年譲り渡申屋敷之事（屋敷壳渡証文, 代米3俵2斗につき）	甲山村庄屋本人 与右衛門 <small>印</small> , 年寄 与三右衛門 <small>印</small>	半四郎殿	豎紙	1		87
25	寛保 2	1742	戌		11	20	後々年譲渡申畠之事（畠地譲渡証文, 代米5俵1斗につき）	甲山村 本人 四郎左衛門 <small>印</small> , 年寄 与三右衛門 <small>印</small> , 庄屋 与右衛門 <small>印</small>	半四郎殿	豎紙	1		89
26	寛保 2	1742	戌		12	3	後々年譲り渡シ申田地之事（代米11俵受取につき）	甲山村 儀左衛門 <small>印</small> , 庄屋 与右衛門 <small>印</small> , 年寄 与三右衛門 <small>印</small>	半四郎殿	豎紙	1		15
27	延享 1	1744	子		11		譲渡申田地之事（田地3ヶ所, 代銀1貫目につき）	壳主 役誉 <small>印</small> , 太郎右衛門 <small>印</small>	甲山村 半四郎殿	豎紙	1		14
28	寛延 2	1749	巳		12	18	後々年譲渡申田地之事（代銀325匁につき）	甲山村本人 又右衛門 <small>印</small> , 同口入 作右衛門 <small>印</small> , 同年寄 市郎右衛門 <small>印</small> , 同庄屋 新八 <small>印</small>	半四郎殿	豎紙	1		28
29	宝暦 1	1751	未		12	20	後々年譲渡シ申屋敷之事（代米4斗1升につき）	貢主 吉助 <small>印</small> , 請人 伝兵衛 <small>印</small> , 同 半助 <small>印</small>	半四郎殿	豎紙	1	半助 捶印	102
30	宝暦 3	1753	酉		12		後々年譲渡シ申田地之事（代米1斗2升につき）	甲山村 本人・与平次 <small>印</small> , 庄や 新八 <small>印</small> , 他2名	甲山村 半四郎殿	豎紙	1		34
31	宝暦 6	1756	子		12		後々年譲渡申田地之事（代米1石につき）	本人 惣右衛門 <small>印</small> , 口入 吉右衛門 <small>印</small> , 年寄 八助 <small>印</small> , 他1名	半四郎殿	切紙	1	端裏書	21
32	宝暦 7	1757	丑		12	7	後々年譲渡申畠之事（畠1枚, 代米2斗5升につき）	甲山村譲主 六重郎 <small>印</small> , 同村口入 半助 <small>印</small>	甲山村 喜平次殿	豎紙	1		71

目録番号	年号	西暦	干支	閏	月	日	標題	作成	宛名	形態	数量	備考	整理番号
33	宝暦 8	1758	寅		12		後之年譲り渡申山畠之事（当寅年貢指詰 代米2斗5升拝借、御納所につき）	甲山村本人 徳兵衛印, 口入 九兵衛印, 口入 伝兵衛印	喜平次殿	豎紙	1		120
34	宝暦 9	1759	卯		11		末永譲渡申山林之事（代銀60目にて山林1ヶ所につき）	本人 佐七印, 口入 長助印, 口入 吉平印, 庄屋 与右衛門印, 年寄 伊兵衛印	甲山村 喜平次殿	豎紙	1		73
35	宝暦 9	1759	卯		12		後々年譲り渡シ申田地之事（代米4俵1斗につき）	甲山村本人 五郎助印, 年寄 伊兵衛印, 庄屋 与右衛門印	同村 喜平次殿	豎紙	1		29
36	宝暦10	1760	辰		11		後々年譲り渡申山畠之事（山林畠1ヶ所、代米1石2斗5升につき）	甲山村本人 九兵衛印, 口入 市兵衛印, 年寄 儀助印, 庄屋 与右衛門印	喜平次殿	豎紙	1		39
37	宝暦11	1761	巳		12		後々年譲り渡申田地之事（代米9俵にて）	甲山村 与平次印, 年寄 四郎 兵衛印, 庄や 与左衛門印	当村・喜平次殿	豎紙	1	裏書	24
38	明和 2	1765	酉		3		後々年壳渡申山之事（代米1石8斗6升7合にて）	甲山村 本人 亀太郎印, 口入 忠兵衛印, 請人 千四郎印	甲山村 半四郎殿	豎紙	1		37
39	明和 3	1766			11		末永譲渡申田畠之事（代米4俵1斗5升にて）	譲主 七五郎印, 請人 長助 印, 年寄 彦兵衛印, 庄屋 善 兵衛印	甲山村喜平次殿	豎紙	1		23
40	明和 3	1766	戌		12	26	末永壳渡シ申山之事（代米9斗9升にて）	甲山村壳り主 亀太郎印, 口入 忠兵衛印, 請人 仙四郎印	甲山村 半四郎殿	豎紙	1		50
41	明和 6	1769	丑		12	8	壳渡申畠之事（譲渡証文代金82文6分受取）	本人 藤右衛門印, 口入 半四 郎印, 年寄 彦兵衛印, 庄屋 善兵衛印	喜平次殿	豎紙	1		94
42	明和 6	1769	丑		12		永代壳渡申山之事（代米3斗7升にて）	甲山村 本人 与右衛門印, 請 人 清兵卫印	同村 半四郎殿	豎紙	1		48
43	安永 1	1772			12	31	後々年壳渡し申山林之事（代銀13匁にて）	甲山村本人 七左衛門印, 同 請人 長五郎印	同村 半四良殿	豎紙	1		42

目録番号	年号	西暦	干支	閏	月	日	標題	作成	宛名	形態	数量	備考	整理番号
44	安永 4	1775	未		12		末永譲渡畠之事（畠地譲渡証文、代米1斗4升にて）	譲主 七左衛門 <small>印</small> 、口入甲山村 利助 <small>印</small> 、同村年寄 六左衛門 <small>印</small> 、同村庄屋 善兵衛 <small>印</small>	甲山村 半四郎殿	継紙	1	継目裏印	88
45	安永 5	1776	申		12		田地質物二書入拾ヶ年賦銀借用証文之事（合銀1貫650目、田地書入証文）	甲山村 半四郎 <small>印</small> 、同村預 喜八郎 <small>印</small> 、同村年寄 六左衛門 <small>印</small> 、同村庄屋 善兵衛 <small>印</small>	久美浜粧屋 市郎右衛門殿	継紙	1	済証文。継目裏印	74
46	天明 4	1784	辰		1		譲渡申田地之事（代銀50目にて）	本人 弁六 <small>印</small> 、請人口入 義八 <small>印</small> 、年寄 金衛門 <small>印</small> 、庄屋 善兵衛 <small>印</small>	当村 弁六殿	豎紙	1		25
47	天明 4	1784	辰		12	12	壳渡申上畠之事（当辰之御年貢3分の1銀に指詰ルにつき）	本人 宇八 <small>印</small> 、同人 伊助 <small>印</small> 、口入 忠助 <small>印</small> 、受人 寅八 <small>印</small> 、年寄 平左衛門 <small>印</small> 、庄屋 善兵衛 <small>印</small>	当村 嘉右衛門殿	豎紙	1		119
48	天明 6	1786			12		後々年譲り渡申山林之事（代銀28匁にて）	本人 清兵衛 <small>印</small> 、受人 惣衛門 <small>印</small>	弁六殿	豎紙	1		49
49	1	天明 8	1788	申	12		(断簡「山埜証文入」とあり)			切紙	1	包紙カ	132 1
49	2			未	12	2	(「証文」とあり)			豎紙	1	包紙カ。朱筆あり	132 3
49	3						(「田譲証文」とあり)			豎紙	1	包紙カ	132 2
49	4						(「田所証文」とあり)			豎紙	1	包紙カ	132 4
49	5						(「借用証文壹通五ヶ組合甲」とあり)			豎紙	1	包紙カ。裏書	132 5
49	6						(白紙1枚)			豎紙	1	札紙カ	132 6

目録番号	年号	西暦	干支	閏	月	日	標題	作成	宛名	形態	数量	備考	整理番号
50	寛政 6	1794	寅		12		庄屋給之事（庄屋給銀米1年間、月割7分、本米3分の1相違なく相渡申につき）	久七印、善吉印、藤右衛門印、外9名	半四郎殿	継紙	1	継目裏印。封紙	99
51	寛政10	1798			12		後々年譲り渡申候山林之事（代銀55匁にて）	譲主 源左衛門印、彦四郎印	当所 半四郎殿	豎紙	1		38
52	寛政11	1799	未		5		末永譲り渡し申田地之事（代銀224匁3分7厘にて）	甲山村譲主 源左衛門印、請人 藤右衛門印、年寄 市郎右衛門印、百姓代 彦兵衛印	甲山村 半四郎殿	継紙	1		20
53	寛政11	1799	未		8		譲渡申山畠之事（代銀8匁にて）	譲り主当村 文七印、請人同村 茂七印	半四郎殿	豎紙	1		40
54	寛政11	1799	未		12		志ん津川取替壹札之事（新田畔堀につき）	藤右衛門印、与一右衛門印、多助印、彦兵衛印	当村 半四郎殿	豎紙	1		31
55	享和 2	1802	戌		2		村中一道定書之事	組頭 彦左衛門印、同 源左衛門印、年寄 孫四郎、他13名		継紙	1		116
56	享和 3	1803	亥		12	31	覚（本願寺抱の田地一所売渡につき）	本願寺旦中惣代 今西七郎兵衛印	甲山村 半四郎殿	切継紙	1	割印	57
57	1 享和 3	1803	亥		12	4	（包紙「本願寺田地左証文代請取入」とあり）			豎紙	1	包紙（内側に土地売券の雑形の記入あり）	128 2
57	2						（田地証文、上畠・下畠等）			切継紙	1		128 1
58	文化 2	1805	丑		3		末永譲り渡申山林畠之事（代銀35匁9分4厘にて）	譲り主 佐助印、受人 磯八印、他1名	半四郎殿	豎紙	1		36
59	文化15	1818	寅		2		譲渡申田地之事（預米7斗にて）	譲主 久ミ濱 稲葉市郎左衛門印、口入証人 甲山村 吉三郎印	甲山村 半四郎殿	継紙	1	割印。奥書	16

目録番号	年号	西暦	干支	閏	月	日	標題	作成	宛名	形態	数量	備考	整理番号
60	文政 2	1819	卯		2		末永譲り渡申田地之事（代銀270目にて）	譲主 浅右衛門 <small>印</small> 、請人 重右衛門 <small>印</small> 、庄屋 半四郎 <small>印</small> 、他1名	半四郎殿	豎紙	1		19
61	文政 2	1819	卯		2		末永譲渡畠証文之事（譲渡証文代銀150目受取）	本人 庄次郎 <small>印</small> 、受人 利助 <small>印</small> 、年寄 新六 <small>印</small>	庄屋 半四郎殿	豎紙	1		90
62	文政 5	1822	午		7		末永譲渡申山林之事（代銀63匁にて）	譲主当所 善兵衛 <small>印</small> 、口入証人同所 吉三郎 <small>印</small>	当所 半四郎殿	切継紙	1		41
63	文政12	1829	丑		12		拾ヶ年賦借用申銀子之事（銀700目（但元銀）にて）	借主甲山村 半四郎 <small>印</small> 、類受人 吉三郎 <small>印</small> 、庄屋 嘉四郎 <small>印</small> 、他2名	久美浜粧屋 市郎右衛門殿	豎紙	1	済証文	107
64	天保 2	1831	卯		3		譲り渡し申山林之事（代銀80目につき）	譲り主 輿三右衛門 <small>印</small> 、請人 与吉郎 <small>印</small>	当村 半四郎殿	継紙	1	継目裏印	43
65	天保 2	1831	卯		11		末永譲渡畠之事	神崎村 譲主 六左衛門 <small>印</small> 、甲山村 世話人 助三郎、庄屋 五平治 <small>印</small> 、他2名	甲山村 半四郎殿	豎紙	1	譲主 六左衛門 括印	93
66	天保 9	1838	戌		4		末永譲り渡申居屋敷之事（屋敷譲渡証文 代銀100目6分8厘につき）	譲主 八郎兵衛 <small>印</small> 、請人 藤五郎 <small>印</small> 、庄屋 長平 <small>印</small> 、他2名	半四郎殿	豎紙	1		100
67	天保11	1840	子		5		譲渡申田地之事（代銀410匁につき）	譲主湊宮村 重右衛門 <small>印</small> 、甲山村証人 助三郎 <small>印</small> 、甲山村百姓代 半四郎 <small>印</small> 、他2名	甲山村 半四郎殿	豎紙	1	割印	7
68	弘化 3	1846	午		12		拾ヶ年賦借用申銀子之事（合銀1貫目（但元銀）につき）	借用主 甲山村 半四郎 <small>印</small> 、類証人 平左衛門 <small>印</small> 、庄屋 傳次郎 <small>印</small> 、他3名	久美浜 稲葉市郎右衛門殿	継紙	1	継目裏印。済証文	105
69	嘉永 2	1849	酉		5		譲り渡り申地立木共之事（代銀6匁5分にて山・字志やのきや）	譲り主 金七 <small>印</small> 、請人 八五良 <small>印</small>	半四郎殿	切紙	1		5
70	嘉永 4	1851	亥		5		譲渡申山林之事（山林1ヶ所、代銀60匁にて譲渡につき）	譲り主 善六 <small>印</small> 、請人 平左衛門 <small>印</small> 、百姓代 彦兵衛 <small>印</small> 、他2名	半四郎殿	豎紙	1		10

目録番号	年号	西暦	干支	閏	月	日	標題	作成	宛名	形態	数量	備考	整理番号
71	万延 1	1860	申		12		借用申銀子之事（銀400目（但元銀）につき）	借主久美浜宿 藤屋 清左衛門①	甲山村 半四郎殿, 同村 吉三郎殿, 同村 彦兵衛殿	豎紙	1		110
72	文久 2	1862	戌		5		譲り渡申敷之事（上納銀等要用銀に差し支えにつき）	譲り主 傳次郎①, 請人 助三郎①, 庄屋 彦兵衛①, 他1名	年寄 半四郎殿	豎紙	1		6
73	文久 2	1862	戌		5		譲渡申山林之事（山林1ヶ所, 代銀250匁につき）	譲り主 傳次郎①, 請人 助三郎①, 百姓代 吉三郎①, 他1名	年寄 半四郎殿	豎紙	1		9
74	1 慶応 2	1866	寅		9		金子借用証文之事（金6両（但金返済約完加利足）につき）	借主 為助①, 請人 新兵衛①, 庄屋 彦兵衛①, 他1名	年寄 半四郎殿	豎紙	1		109 1
74	2 慶応 2	1866	寅		9		(包紙「金子証文入為助」とあり)			切紙	1	包紙	109 2
75	慶応 2	1866	寅		10	5	証券（金7両1分, 回録寄進料院納につき）	本願寺①	中川半四郎殿	切継紙	1		122
76	慶応 2	1866	寅		12		金子借用申証文之事（縮緬仕入金等要用につき 質地証文, 金32両1分, 質物新田1ヶ所）	借り主 六兵衛①, 請人 芳五郎①	彦兵衛殿, 半四郎殿, 吉三郎殿	継紙	2	包紙。継目裏印	79
77	慶応 3	1867	卯		9		末永譲り申一札之事（山林1ヶ所, 代銀250文につき）	譲主 為助①, 請人 新兵衛①, 惣代 彦三郎①, 庄屋 彦兵衛①	年寄 半四郎殿	豎紙	1		101
78	慶応 3	1867	卯		12		田畠山林書入銀子借用証文之事（金20両（但元銀）につき）	借主 嘉四郎①, 受人 吉三郎①, 庄屋 彦兵衛①, 他3名	年寄 半四郎殿	豎紙	1		106
79	慶応 4	1868	辰		5		譲渡申田地之事（上納銀等要用銀差し支えにつき）	譲主 傳二郎①, 受人 助三郎①, 庄屋 彦兵衛①, 他1名	年寄 半四郎殿	豎紙	1		4
80			寅		1	29	覚（新田并新田場所売渡し代銀期日につき）	湊 德兵衛①	甲山村半四郎殿 同村弥左衛門殿	豎紙	1	裏書	32

目録番号	年号	西暦	干支	閏	月	日	標題	作成	宛名	形態	数量	備考	整理番号
81					4	18	(銀子受取書)	ふじ屋 清左衛門印	甲山村 半四郎様	切紙	1		112
82			寅		6	1	覚 (米4俵代, 金6両受取につき)	郷宿代 治郎兵衛外1名	甲山村 半四郎様	切紙	1		12
83			寅		6	4	覚 (金15両受取につき)	山本甚左衛門印	甲山村 半四郎殿	切継紙	1		8
84							手形之事 (銀600目借用につき)	弥五郎印	半四郎様	切紙	1		127
85			子		6	12	覚 (祠堂錢受取書)	本願寺 知事印	甲山村 辨六殿	切紙	1		113
86			亥		12	1	覚 (本願寺田地代書面之通受取候につき受取証文)	本願寺旦中惣代 今西七郎兵衛印	甲山村 吉三郎殿	切紙	1	割印	70
87			未		12		以上 (金子受取)	稻葉	同村 半四良殿	切紙	1		55
88			午		12		覚 (彦衛・吉三郎・久ミ藤屋・屋敷銀, 久美宿へ賃金之義につき)			切継紙	1		130
89							覚 (利息覚書力)			切紙	1		51
90							頼母子銀 (入金覚)			切紙	1		52
91							賈物控 (とうふ・ふな・酒など)			折紙	1		54

目録番号	年号	西暦	干支	閏	月	日	標題	作成	宛名	形態	数量	備考	整理番号
92							覚 (酒・素麺など)			折紙	1		56
93	1						(断簡 与一左衛門・久七・半四郎・藤左衛門他、書込みあり)			切紙	1		131 1
93	2						(包紙「甲山村半四郎様 稲葉市郎左衛門く美用事」とあり)			切紙	1	黒印（「松口屋丹後 久美」）	131 2
94	明治 2	1869	巳		3		山林譲証文之事（山林1ヶ所 代銀250目にて）	譲主 与五郎 <small>印</small> 、証人 伊兵衛 <small>印</small>	半四郎殿	豎紙	1		118
95	明治 2	1869	巳		5		永代譲り渡シ申田地之事（代銀400目、田地売渡につき）	譲り主 米助 <small>印</small> 、受人 吉三郎 <small>印</small> 、百姓代 善兵衛 <small>印</small> 、年寄半四郎 <small>印</small> 、庄屋 助三郎 <small>印</small>	半四郎殿	豎紙	2	包紙。譲り主米助印文（「丹後甲山 中川延吉」）	80
96	明治 2	1869	巳		11		借用申銀子之事（田地・山林質地証文、銀400目借用につき）	借り主 為助 <small>印</small> 、受人 喜作 <small>印</small> 、百姓代 善兵衛 <small>印</small> 、庄屋 助三郎 <small>印</small>	年寄 半四郎殿	豎紙	2	包紙	81
97	明治 3	1870			12		覚 (米7斗代銀455匁、喜兵衛分年貢米)	引受人 彦兵衛 <small>印</small>	半四郎殿	豎紙	1		1
98	明治 3	1870	午		12		借用申手形之事（田畠質入証文 代銀780目、月2割の加利息にて）	借主 左五郎 <small>印</small> 、受人 与三郎 <small>印</small> 、受人 新六 <small>印</small> 、受人 芳助 <small>印</small>	半四良殿	豎紙	1		95
99	明治 3	1870			12		米手形借用証文事	借り主 善六 <small>印</small> 、受人 松五郎 <small>印</small>	半四郎様	豎紙	1		117
100	明治 4	1871	未		7	30	譲渡申田所之事（御年貢差詰り代金1貫目にて）	譲り主 長助 <small>印</small> 、受人 吉三郎 <small>印</small> 、百姓代 善兵衛 <small>印</small> 、年寄武兵衛 <small>印</small> 、庄屋 助三郎 <small>印</small>	半四郎殿	豎紙	1		83
101	明治 4	1871	未		7		譲り渡田地之事（代銀2貫200目にて）	譲主 善六 <small>印</small> 、受人 平左衛門 <small>印</small> 、同断 太五郎 <small>印</small> 、百姓代 善兵衛 <small>印</small> 、他2名	半四郎殿	豎紙	1		104

目録番号	年号	西暦	干支	閏	月	日	標題	作成	宛名	形態	数量	備考	整理番号
102	明治 4	1871	未		11		田地譲り証文之事（代銀200円にて）	譲主 六兵衛 <small>田</small> 、請人 藤太郎 <small>田</small> 、庄屋 助三郎 <small>田</small> 、他2名	半四郎殿	堅紙	1		78
103	明治 4	1871	未		12		金子借用証文之事（要用に差支130両）	借主 甲山村 半四郎梓 <small>田</small> 、佐太郎	久三 稲葉市郎右衛門殿、親類 請人 吉二郎 <small>田</small> 、彦三郎 <small>田</small> 、外3名	継紙	1	継目裏印	59
104	明治 5	1872	申		4	30	継添一札之事（借用金子返済期日延引願につき）	借主 甲山村 佐太郎、親類請人 惣代、同村 吉三郎、重左衛門	稻葉市郎衛門殿	堅紙	1		53
105	明治 5	1872	壬申		7		五ヶ年譲渡申畠之事（高5升、代銀40両にて）	譲主 新六 <small>田</small> 、受人 久太郎 <small>田</small> 、百姓代 彦三郎 <small>田</small> 、他2名	半四郎殿	堅紙	2	包紙（「五ヶ年畠譲渡証文之事新六」）	13
106	明治 5	1872	申		4	30	継添一札之事（借用金返済期日延引願につき）	借主 甲山村 佐太郎 <small>田</small> 、親類請人 惣代 吉三郎 <small>田</small> 、同村 平左衛門 <small>田</small>	稻葉市郎衛門	堅紙	1		60
107	明治 6	1873	酉		12		譲り渡申田地之事（代金50両にて）	譲主 久四郎 <small>田</small> 、証人 与三郎 <small>田</small> 、戸長 堀彦兵衛 <small>田</small> 、他1名	中川半四郎殿	単票	1	用箋（「豊岡縣管下」）	3
108	明治 8	1875			7	2	借用金証文之事（合金122円60銭1厘2毛、小作代金未納につき）	借主 熊野郡甲山村 堀さく <small>田</small> 、同断 同郡同村 山崎この <small>田</small> 、他11名		継紙	1	後欠。割印。印紙	58
109	明治 8	1875			7	2	借用金証文之事（合金122円余、抵当書入）	借主 熊野郡甲山村 口口名、証人同郡同村 谷口長兵衛、同断同郡同村 中地長左衛門、同断同郡同村 中川半四郎	久美浜 稲葉市郎右衛門殿、稻葉仁右衛門殿	継紙	1	下書力	64
110	明治 8	1875			7	2	借用金証文之事（金13円62銭3厘5毛、抵当田2反7畝2歩）	借主 熊野郡甲山村 中川半四郎 <small>田</small> 、証人同郡同村 中地長左衛門 <small>田</small> 、同村用掛 堀彦兵衛 <small>田</small>	久美浜 稲葉市郎右衛門殿	継紙	1	済文書力。印紙。割印。奥書	68
111	明治 8	1875			7	2	借用金証文之事（写）	借主 熊野郡甲山村 堀さく <small>田</small> 、同所 同郡同村 平岡喜平 <small>田</small> 、同所 同郡同村 辻政七、他13名	久美浜村 稲葉市郎右衛門殿、稻葉仁兵衛殿	継紙	1		98
112	明治 8	1875	亥		7	30	田地譲証文之事（田地払下ヶ、代金40円にて）	惣代 中川吉三郎 <small>田</small> 、用係代印忠吉右衛門 <small>田</small> 堀彦兵衛 <small>田</small>	百姓代 中川半四郎殿	堅紙	1		76

目録番号	年号	西暦	干支	閏	月	日	標題	作成	宛名	形態	数量	備考	整理番号
113	明治 8	1875	亥		9		五ヶ年切田畠譲渡証文之事（上納金差支につき）	譲主 川西常七印，受人 奥地 搗平印，同 平林新六印，用掛 堀彦兵衛印	中川半四郎殿	豎紙	1		77
114	明治 8	1875		旧	10	4	(断簡力，金借用証文)	壳主谷村 久右衛門，世話人 吉左衛門	甲山村 半四郎様	便箋	1	前損	66
115	明治 9	1876	子		12		年貢残差入之請書一札之事（丑5月晦日，相違なく勘定仕るにつき）	本人 平林八介印，受人 親類 惣代 藤兵工印	中川半四郎殿	豎紙	1		115
116	明治10	1877			10	11	何船買入或ハ譲受願（雛形写）			便箋	1		124
117	明治10	1877			11		賊難御届（下書玄米1俵紛失につき）			便箋	1	用箋（「熊野郡」）	125
118	明治11	1878	寅		4		借用証書（金10円借用，旧7月30日に返金予定）	丹後甲山 中川半四郎印	但馬御仁 清水文治郎殿	豎紙	1	毀文書（墨引き）	123
119	明治12	1879			4		商船壳買假鑑札願（日本形商船金比羅丸若吉丸）	壳主 平民 中川半四郎印，買 主 平民 松岡禎一郎印		仮綴	1	用箋（「熊野郡」）	114
120	明治12	1879			8	26	借用金証文之事（金130円）	熊野郡甲山村 借主 中川半 四郎印，請人 中川吉右衛門 印	久ミ浜 稲葉市郎右衛門殿	豎紙	1	下書	62
121	明治12	1879			8	26	借用金証文之事（金130円）	熊野郡甲山村 借主 中川半 四郎	久美浜 稲葉市郎右衛門殿	便箋	1	下書。縦帳もし くは綴の一 部力。用箋 (「熊野郡」)	63
122	明治15	1882		旧	11	20	金円借用証（金25円借用につき）	清水文蔵印	甲山村 中川半四郎殿	豎紙	1		103
123	明治17	1884		旧	12	23	金円借用証（金11円53銭1厘借用につき，利子月1分5厘定メ）	甲山村借主 川辺吉四郎印， 同 請人 中地松五郎印	中川半四郎殿	豎紙	1		97

目録番号	年号	西暦	干支	閏	月	日	標題	作成	宛名	形態	数量	備考	整理番号
124	明治25	1892	辰		1	1	金圓借用証（金15円）	借用主 中川年四郎印	杉本吉蔵殿	堅紙	1	済文書	65
125	明治25	1892			1	16	金借用証（金20円）	永富村 借主岡田金蔵分 中川半四郎印	平林治三郎殿	便箋	1	済文書	61
126			申		12		譲り渡シ山林之事（代銀640目にて山林1ヶ所）	譲主 太五郎印, 請人 善口印, 同断 芳助印	半四良殿	堅紙	1	包紙	75
127			酉		1		三ヶ年入置借用申金子之事（3ヶ年紀田畠質入証文, 金1貫目借用にて）	借主 太五良印, 請人 善吉印, 同断 芳助印	半四良殿	堅紙	2	包紙	82
128			丑		7	7	覚（立家1棟売買につき, 代銀470目受取）	三谷村 久右衛門印	甲山村 半四郎様, 吉三郎様	堅紙	1	奥書	84
129	1		未		6	24	覚（代金支払につき手形引替）	甲山村 半四郎印	神崎村 清兵衛殿	切紙	1	作成者印文（「丹 甲 中川口」）	129 2
129	2		辰				覚（米代受取）			切紙	1	米代不足, 10月16日元かし	129 1
129	3		未		12		覚（代金受取）	半四郎印	久ミ 甚三郎殿	切紙	1	作成者印文（「丹 甲 中川口」）	129 3
129	4		申		12		覚（米3俵1斗, 2割1ヶ年利）	半四郎印	多五郎殿	切継紙	1	作成者印文（「丹 甲 中川口」）	129 5
129	5						覚（金錢覚内訃）			折紙	1		129 4
130			子	旧	11	27	米預り書之事（米10石, 代金40円）	甲山村 中川半四郎印	瀬戸村 清水文治郎殿	便箋	1	済文書。用箋（「第九大区」）	67

目録番号	年号	西暦	干支	閏	月	日	標題	作成	宛名	形態	数量	備考	整理番号
131							(地価書上控)			堅紙	1		126
132							(金子割付断簡)			切紙	1	裏書（「金子証文入」）	11
133							(茶封筒)			封筒	1	旧常民研茶封筒 （「16箱 京都府熊野郡甲山中川家文書寄贈分」）	133

## 解題 中川寿夫家文書

### -史料の概要と特色-

「中川寿夫家文書」（以下「中川家文書」と称す）は、昭和 25（1950）年 3 月、京都府熊野郡神野村甲山（旧丹後国熊野郡甲山村、現京都府京丹後市久美浜町甲山）在住の中川寿夫氏から借用し（昭和 30 年には返却）、その一部の証文類一束の寄贈を受け、現在独立行政法人水産総合センター中央水産研究所に保管されている。

この寿夫家は、その娘の中村はる子氏（久美浜町丸山在住）によると、中世までは武士で、それを捨てて丹後に居住するようになったという。また、父寿夫氏は小学校の教員であったという。さらに、はる子氏には、祖父に米の検査員を担っていた石松氏、兄に国立病院の医師をしていた清秀氏（「清秀」は先祖にも存在した）、その他に、姉妹がいるという。

さて、この「中川家文書」は、初期の目録作成（以下史料整理と称す）段階において、永祿 9（1566）年から明治 25（1892）年までのもので、合計 145 点、時代別に内訳すると、近世文書が 80 点、近代文書が 32 点、不明文書が 33 点、とされた。ちなみに同研究所には、筆写稿本として所蔵されている同名文書がある。それは、横帳で、安政 4（1857）年正月作成の「辰御年貢江戸御廻米糀船積 濱帳」（1951 年採訪、1955 年筆写）である。

しかし今回の史料整理において、その内訳は、近世文書が 82 点、近代文書が 33 点、不明文書が 30 点となった。そしてさらに、当時（永祿 9）年のものとされていた史料（目録番号 1）を確認したところ、そうではない可能性も考えられる。そこで、その史料を次に掲げる。

後々年いたる迄<sup>(ゆ)</sup>いすり渡し申<sup>(左)</sup>は田之事、

一、は田壱まい、所ハたいもんさきハ壱まい、所ハしろかめ、

右者當とら之御年貢さしつまり候付、代米六斗弐升、餉受取御 納仕候所、実正明白也、然上ハ、わたし義者不及申、子々孫々いたるまで、もうとう違乱申

間敷候、為其之口入加判、後々年 いすり渡し申証文如件、

は うらく八年 とら年

うりぬし

九平(印)

口入尚兵衛(印)

甲山村

喜平殿

(太字丸括弧網掛け筆者による)

この譲渡文書は、以前の史料整理においては、目録の表題に「後々年いたる迄ゆすり渡し申左田之事（畠地譲渡証文、代米 6 斗 2 升にて）」（太字網掛け筆者による）といったように、右掲史料の「は田之事」の部分を「左田」と記入している。ちなみにこの文字は、原史料において一つ書き部分や年号部分にも用いられているのだが、以前の史料整理では、年号部分だけ「え」と解釈している。

確かに原史料を確認すると、その文字は「左」のようにも見える。しかし、「左田」では意味不明となってしまう。そこで考えられるのが、一つ書き部分の「…田壹まい」という文言である。これは畠を数えるのに用いられるものである。「中川家文書」中にも事例としては少ないが、正徳 3（1713）年 11 月 11 日付け甲山半四郎宛畠譲渡文書（目録番号 5）や、宝暦 7（1757）年 12 月 7 日付け甲山村喜平次宛畠譲渡文書（目録番号 32）などに「一、畠壹枚」といった記事を見ることができる。

従ってこのことから、年号部分の文字も「は」であることが考えられ、その年号は「はうらく」ということになる。

では、この「はうらく」とは何か、ということが問題となるが、そこで注目したいのが、宛所の「甲山村喜平殿」なる人物である。「中川家文書」には「喜平」という人物は、この他には見つからないが、ただ「喜平次」なる人物を多数窺うことができる。この人物が窺えるのは、宝暦 7 年から明和 6（1769）年までの間で、計 9 点である。それは、次のようなものである。

- 宝暦 7 年丑 12 月 7 日付け甲山喜平次宛畠譲渡文書（前掲）
- 宝暦 8（1758）年寅 12 月日付け喜平次宛山畠譲渡文書（目録番号 33）
- 宝暦 9（1759）年卯 11 月日付け甲山村喜平次宛山林譲渡文書（目録番号 34）
- 宝暦 9 年卯 12 月日付け同村喜平次宛田地譲渡文書（目録番号 35）

- 宝暦 10 (1760) 年辰 11 月日付け喜平次宛山畠譲渡文書（目録番号 36）
- 宝暦 11 (1761) 年巳 12 月日付け当村喜平次宛田地譲渡文書（目録番号 37）
- 明和 3 (1766) 年戌 11 月日付け甲山村喜平次宛田畠譲渡文書（目録番号 39）
- 明和 6 (1769) 年丑 12 月 8 日付け喜平次宛畠壳渡文書（目録番号 41）
- (宝暦 7 年か) 丑 7 月 7 日付け甲山半四郎宛覚(立家一株売買につき《目録番号 128》)

のことから「喜平次」なる人物が、「中川家文書」中において、宝暦年間に集中していることが窺える。ちなみに、上記の史料に、売主として記されている「九平」なる人物も、「九兵衛」ではあるが、同じく宝暦年間に(目録番号 33・36)見られる。

そこで、再度「はうらく」文言を見てみると、「宝暦」と読めないこともない。それに、「宝暦」は「ほうりやく」とも言われる。ゆえにこれらのこととふまとえて、(永禄 9)年のものとされる史料は、「宝暦 8 年」のものである可能性もあると考える。無論これは、推測の域をでるものではない。従って目録番号はそのままにし、後考を待ちたい。

従って、もしそうであるならば、この「中川家文書」は、元禄 3 (1690) 年 4 月 18 日付け徳右衛門宛田地壳渡文書（目録番号 2）が最も古いものとなる。

ところで、右にあげた宛所に見られる「喜平次」や「徳右衛門」なる人物は、中川寿夫氏の家とどのような関係があるのであろうか。中川寿夫家は、代々家督となる者が「半四郎」(以下「半四郎家(文書)」と称す)の名跡を継承していた(同文書中には、甲山村内において他に「半四郎」を名乗る人物が見られるが《目録番号 59・60・67・70》、寿夫氏の家との関係は不明)。それゆえ同文書中には、宛所に「半四郎殿」とされている記事が多々見られる(80 点以上窺える)。このことから鑑みるに、「喜平次」や「徳右衛門」らは、親類関係にある者であると推測される。なお、「喜平次」や「徳右衛門」らのような事例は、その他にも見られる。それを次に掲げる。

- 宝永 7(1710)年 2 月 2 日付け甲山村次兵衛・弥右衛門宛田地壳渡文書(目録番号 3)
- 寅 1 月日付け甲山村半四郎・弥右衛門宛覚(新田并新田場所壳渡代銀期日につき《目録番号 80》)
- 享保 5(1720)年 12 月 9 日付け甲山村八郎兵衛・半四郎宛田地譲渡文書(目録番号 10)
- 享保 14(1729)年 11 月 24 日付け半四郎・八助・与吉郎・八郎右衛門宛山林壳渡文書(目録番号 14)

- 天明 4(1784)年 1月日付け弁六宛田地譲渡文書(目録番号 46)
- 天明 4 年 12 月 12 日付け弁六(初期史料整理において「嘉右衛門」と記入している)宛上畠壳渡文書(目録番号 47)
- 天明 6(1786)年 12 月日付け弁六宛山林譲渡文書(目録番号番号 48)
- 子 6 月 12 日付け甲山村弁六宛覚(祠堂錢受取書 《目録番号 85》 )
- 亥 12 月 1 日付け甲山村吉三郎宛覚(目録番号 86)
- 万延 1(1860)年 12 月日付け甲山村半四郎・吉三郎・彦兵衛宛銀子借用証文(目録番号 71)
- 慶応 2(1866)年 12 月日付き彦兵衛・半四郎・吉三郎宛金子借用証文(目録番号 76)

以上 11 点である。特に「吉三郎」は、明治 5 (1872) 年 7 月日付け半四郎宛畠譲渡文書(目録番号 105)において「戸長代」と記され、また明治 6(1873)年 12 月日付け中川半四郎宛田地譲渡文書(目録番号 107)において、「副戸長中川吉三郎」と記され、さらに、明治 8(1875)年 7 月 30 日付け百姓代中川半四郎宛田地譲渡文書(目録番号 112)において、「惣代中川吉三郎」と記されており、半四郎家と同姓であることが窺える。ちなみに、明治 4(1871)年 12 月日付け稻葉市郎右衛門宛金子借用証文(目録番号 103)において、「借主甲山村半四郎倅佐太郎」と見られ、当該期の半四郎に「佐太郎」という血縁者が存在していた。そしてその史料中において、「親類請人吉三郎」の名が見られる。また、明治 5 年 4 月 30 日付け稻葉市郎右衛門宛継添一札之事においても、「借主甲山村佐太郎 親類請人惣代同村吉三郎」(借用金子返済期限延引願につき (目録番号 104) の名が見られる。このことから、吉三郎が半四郎家と親類関係にあったことがわかる。

なお、「半四郎家文書」中には、明治 12(1879)年 8 月 26 日付け久美浜稻葉市郎右衛門宛金子借用証文(目録番号 120)において、「熊野郡甲山村借主半四郎 請人中川吉右衛門」と、半四郎家と同姓の「吉右衛門」なる人物も見られる。この「中川吉右衛門」という名は、『京都府熊野郡誌』(京都府熊野郡役所編、臨川書店、1985 年)において、「神野村 村長 中川吉右衛門」(明治 22 (1889) 年 5 月 23 日から同 29 (1896) 年 3 月 28 日迄村長) と見られるのだが、同一人物であるかは不明である。

従ってこのことから、「喜平次」や「徳右衛門」らは、半四郎家と親類関係にあったことが推定される。ちなみに、半四郎家は、同村において庄屋・年寄・百姓代などといった、いわゆる村方三役(村役人)を務めていた。その経歴は次のようなものである。

- 寛政 6(1794)年 12 月 庄屋(目録番号 50)

- 享和 2(1802) 年 2 月 庄屋(目録番号 55)
- 文政 2 (1819) 年 2 月 庄屋(目録番号 61)
- 文久 2 (1862) 年 5 月 年寄(目録番号 72)
- 文久 2 年 5 月 年寄(目録番号 73)
- 慶応 2 (1866) 年 9 月 年寄(目録番号 74-1)
- 慶応 3 (1867) 年 9 月 年寄(目録番号 77)
- 慶応 3 年 12 月 年寄(目録番号 78)
- 慶応 4 (1868) 年 5 月 年寄(目録番号 79)
- 明治 2 (1869) 年 11 月 年寄(目録番号 96)
- 明治 8 (1875) 年 7 月 30 日 百姓代(前掲)

さて「半四郎家文書」の寄贈者である中川寿夫氏の居住していた京都府熊野郡甲山村は、「川上谷の最下流部に位置し、北は古砂丘に火山灰層の重なった畑地が続き、浦明村・神崎村に至り、南に低湿な水田が広がり、西は兜山（熊野権現山）の麓に掘った運河を通って久美浜湾に続く」（『日本歴史地名大系京都府の地名』第 26 卷、平凡社、1981 年）といったように、畑地が続き、また海に面した場所であるが、しかし「半四郎家文書」中には、漁業、水産業に関する史料は、ほとんど見られない。強いて言えば、前掲した安政 4 年の「辰御年貢江戸御廻米糀船積 濱帳」や、明治 12 (1879) 年 4 月日付け商船売買仮鑑札願文書（目録番号 119）等が見られるぐらいである。その多くは、前掲したように、田畠、屋敷、山林敷などの譲渡証文に関するものや、金銭関係のものである。

特に「半四郎家文書」において多くを占めるのが、田畠の譲渡に関する史料で、50 点を超える。そしてそのほとんどが、例えば元禄 3 年 4 月 18 日付け徳右衛門宛田地壳渡文書（前掲）に見られる、「右者、ミノ御年貢米ニ指詰家屋敷壳切之、此かわりニ、小田式町永代壳切、代米十九匁式分、慥ニ請取已納 御公儀様へ上納仕候所実正明白也」や、享保 2 (1717) 年 12 月 1 日付け甲山村半四郎宛田地譲渡文書（目録番号 9）に見られる、「一、右之田地当西ノ御納所成兼、代米四拾五俵ニ未永譲り渡申所実正明白也、然ル上ハ、 御代官様替り其外如何様之移り替り出来仕候共、我等儀不及申ニ、子々孫々等ニ至迄毛頭違乱無御座候」などといったような、幕府に収める年貢に差し詰まつことにより、田地を譲渡する、というものである。ちなみに、丹後国は田租の七分を米納（御城米）とし、その他を銀納（初納・二納・三納）の三期に分ち、掛屋《金庫。稻葉家・山本家などの邸内に在った》に納めるとする（『過渡の久美浜』1922 年）。

またこの「半四郎家文書」中には、久美浜村の庄屋で代官所の掛屋を勤めた稻葉(糀屋)市郎右衛門家(9点)や、同村の庄屋で代官所の郡中代(土居分と本町分に分れる)を勤めた山本甚左衛門家(土居分。1点)・今西七郎兵衛家(本町分。本願寺《現久美浜町十楽、山号靈鳴山、浄土宗》且中惣代。2点)、そして、浦明村(現久美浜町字浦明。1点)・神崎村(現久美浜町字神崎。2点)など後に甲山村とともに神野村となった村名や、さらに幕府船見番所があった湊宮村(現久美浜町湊宮。3点)の名が見られる。それらを次に掲げる。

#### 稻葉市郎右衛門家

- 享保 10(1725)年 12月 5日付くミかうしや市郎右衛門宛甲山村半四郎米借用文書(目録番号 12)
- 安永 5(1776)年 12月日付け久美浜糀屋市郎右衛門宛甲山村半四郎等銀借用文書(目録番号 45)
- 文化 15(1818)年 2月日付き甲山村半四郎宛稻葉市郎右衛門田地譲渡文書(目録番号 59)
- 文政 12(1829)年 12月日付け久美浜糀屋市郎右衛門宛甲山村半四郎銀子借用文書(目録番号 63)
- 弘化 3(1846)年 12月日付け久美浜糀葉市郎右衛門宛甲山村半四郎銀子借用文書(目録番号 68)
- 明治 4 (1868) 年 12月日付け久ミ稻葉市郎右衛門宛甲山村半四郎倅佐太郎金子借用文書(目録番号 103)
- 明治 5(1872)年 4月 30 日付け稻葉市郎右衛門宛甲山村佐太郎金子返済延引陳謝文書(目録番号 104)
- 明治 12 (1879) 年 8月 26 日付け久ミ浜糀葉市郎右衛門宛熊野郡甲山村中川半四郎金借用文書(前掲)
- 未 12月日付け甲山村半四郎宛糀葉金子貸借文書(目録番号 87)

#### 山本甚左衛門家

- 寅 6月 4日付け甲山村半四郎宛山本甚左衛門金子請取文書(目録番号 83)

#### 今西七郎兵衛家

- 享和 3(1803)年亥 12月 1日付け甲山村半四郎宛今西七郎兵衛本願寺田地壳渡文書(目録番号 57)
- 亥 12月 1日付け甲山村吉三郎宛本願寺且中惣代今西七郎兵衛本願寺田地代銀請取文書(前掲)

浦明村

○享保 2(1717)年 12 月 1 日付け甲山村半四郎宛浦明村増兵衛田地譲渡文書(目録番号 7)

神崎村

○天保 2(1831)年 11 月日付け甲山村半四郎宛神崎村六左衛門畠譲渡文書(目録番号 65)

○未 6 月 24 日付け神崎村清兵衛宛甲山村半四郎金子受渡文書(目録番号 129-1)

湊宮村

○天保 11(1840)年 5 月日付け甲山村半四郎宛湊宮村重右衛門田地譲渡文書(目録番号 67)

○宝永 7(1710)年 2 月 2 日付け甲山村次兵衛・弥右衛門宛湊宮村徳兵衛田地売渡文書(前掲)

○寅 1 月 29 日付け甲山村半四郎・弥右衛門宛湊徳兵衛新田・新田場所売渡文書(前掲)

このように、甲山村を含むこれら村々は、幕府の御領所（直轄地）であったことから、「御年貢」（御城米・代銀）の「指詰り」があった場合、それが不足（御納所出来るよう）しないように、相互補完し合っていたことが窺える。例えば、天保 13（1842）年 11 月には、村々が団結して幕府へ石代銀値下げの嘆願を行っていた記事が窺える（『久美浜町誌』1975 年）。

以上、「中川寿夫家文書」について概略してきたが、残存している史料が田畠譲渡文書や金銭貸借関係文書のみで、漁業関係文書がほとんどなく、また明治 25 年以降の文書が存在していないのは残念である。

(文責 岩田康志)